平成 31 年度大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書評定の府内統一ルールのお知らせ

大阪府教育委員会

大阪府では、平成 28 年度の大阪府公立高等学校入学者選抜から、調査書に記載する各教科の評定を「目標に準拠した評価（絶対評価）*」による５段階評定で行っています。

各中学校は、文部科学省が示す学習指導要領に則った適正な評価に努めていますが、「絶対評価では、学校によって差が出てしまうのではないか」という心配の声がありました。

そこで、大阪府教育委員会では、公平な入試を実施するため、各中学校がつける調査書の評定について、大阪府全体の状況に照らし適正であるかどうかを確認するために、チャレンジテストを活用した府内統一ルールを定めています。

＊目標に準拠した評価（絶対評価）

……生徒一人ひとりの各教科の学習状況について、テストや日頃の学習の様子等により学習指導要領が示す目標の実現状況を見る評価

中学校１年生・２年生

① 府教育委員会は、それぞれの学年の２学期末までの府内公立中学校の評定の状況と、１月に実施したチャレンジテストの結果を使って、評定ごとにチャレンジテストの点数分布を整理した**「評定の範囲」**を定めます。

[例]平成 29 年度の2年生国語の**「評定の範囲」**

	評定５	評定４	評定３	評定２	評定１
国語	100～72	100～61	94～40	80～16	68～0

② 各中学校は、自校の評定ごとのチャレンジテストの得点分布と、府教育委員会が設定した「評定の範囲」を比べ、適切な評価が行われているか検証します。「評定の範囲」と自校の得点分布の間に差異があり、「評定の範囲」に収まらなかった場合は、当該教科の評価の方法の見直しを行った上で、評定をつけます。

評価の方法を見直す過程で、通知表等の評定に比べて、高い（低い）評定がつく場合があります。

中学校３年生

① 府教育委員会は、第２学年の２学期末までの府内公立中学校の評定の状況と、１月に実施したチャレンジテストの結果を使って、中学３年生の「府全体の評定平均」を定めます。

② 各中学校は、中学３年生の６月に実施するチャレンジテストの自校の結果と府全体の平均を比べて、自校の**「評定平均の範囲」**を算出します。

[例]府全体の評定平均が3．40 の場合の**「評定平均の範囲」**

	Ｘ中学校	Ｙ中学校	府全体
中３チャレンジテストの平均得点	57.0 点	63.0 点	60.0 点
中３チャレンジテストの対府比【A】	0.95	1.05	1.00
評定平均の目安【B】 （「府全体の評定平均」×【A】）	3.23	3.57	3.40
評定平均の範囲(【B】±0.3)	2.93～3．53	3.27～3.87	―

③ 各中学校は、自校の３年生全体の評定の平均と、②で求めた「評定平均の範囲」を比べ、適切な評価が行われているか検証します。「評定平均の範囲」に収まらない場合は、評価の方法の見直しを行った上で、評定をつけます。

評価の方法を見直す過程で、通知表等の評定に比べて、高い（低い）評定がつく場合があります。

中学校において調査書の評定が決まるまで

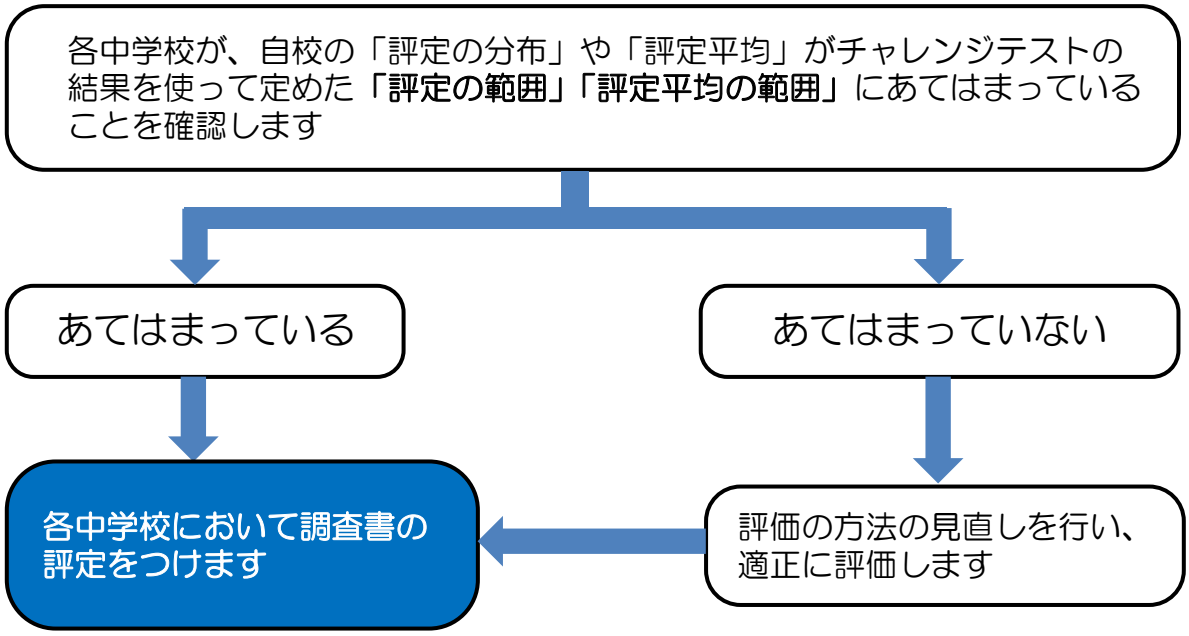

Q&A（よくあるご質問）

Q

1 回のチャレンジテストの点数で調査書(内申書)の評定が決まるのですか？普段の学校でのがんばりは無駄になるのですか？

A

調査書の評定は、学校での普段のテストや授業などの学習状況を見て、各学校の判断で決まります。

チャレンジテストはあくまでも各学校の調査書の評定が適正かどうかを確認するために用いられます。

Q

1、2年生でチャレンジテストに欠席した場合、調査書の評定はどうなるのですか？

A

チャレンジテストは、調査書の評定が適正であることを確認するために活用する全員参加のテストです。

学校は、自校の評定の分布状況がチャレンジテストの結果による「評定の範囲」に収まっているかどうかを見極めます。その中で、テストを欠席した生徒の評定も見直される場合があります。

Q

3年生のチャレンジテストで「評定平均の範囲」が高い（低い）学校に在籍している場合、自分の学力よりも高い（低い）評価がつくのですか？

A

「評定平均の範囲」は、その学校に在籍する3年生全体の評定の平均が、あてはまっていることを確認するものです。したがって、「評定平均の範囲」が高い（低い）学校に在籍していても、そのことによって個人の評定が高く（低く）なることはありません。

Q

3年生のチャレンジテストは6月に実施されますが、それ以後に成績が上がったとしても、それは反映されないのですか？

A

3年生のチャレンジテストで算出する「評定平均の範囲」は、6月以後に成績が変動した場合でも対応できるように、各学校の評定平均に対して＋0.3 ～ －0.3 の幅を設定しています。2学期以降にがんばって成績が大きく向上した場合には、1学期の通知表等よりも高い評定がつくことが考えられます。

Q

3年生のチャレンジテストは5教科のテストです。その結果により、テスト教科にない美術・体育・技術家庭・音楽を含めた9教科の調査書（内申書）の評定を確認することは無理ではないですか？

A

チャレンジテストによる府内統一ルールは、過去の実際の評定を参考にして制度設計されています。その際、5教科の評定平均の傾向と9教科の評定平均の傾向はほぼ同じであり、5教科のテスト結果をもとに9教科の評定の確認ができることを確かめています。あわせて±0.3 の幅もありますので、各学校は実際の学力の状況を適正に判断して評定をつけることができると考えています。

Q

調査書（内申書）の評定が相対評価から絶対評価になることで、「5」「4」の生徒ばかりの学校や、「2」「1」の生徒ばかりの学校が発生し、入試が不公平になるのではないですか？

A

「相対評価（集団に準拠した評価）」は、あらかじめ決められた 10 段階の各段階の人数割合に応じて、全生徒を成績順に並べて、たとえば上位3パーセントの人数だけを「10」とするような評価です。そのため、在籍する学校によっては、学力が高い生徒が高い評定にならなかったり、逆に学力がそれほど高くない生徒が高い評定になったりすることがあります。

一方、「絶対評価（目標に準拠した評価）」では、各評定の人数割合が決められているわけではなく、個々の生徒の学力に応じた評定をつけることができます。ですから、学校によっては高い評価（低い評価）の生徒が多くなることもありますが、そのことで入試が不公平になるということはありません。

なお、チャレンジテストによる府内統一ルールは、この絶対評価の考え方に学校によって差が出ないよう確認を行うためのものですので、このルールを導入することで、より生徒の実態に応じた評定をつけることができるようになります。

学校は、授業や宿題、テストなどの皆さんの日常の学習の結果を評価しています。
毎日の学習にしっかり取り組んで、自分の力をのばしてください。

大阪府教育庁教育振興室 高等学校課 学事グループ
電話　06（6941）0351（内線 3420）